

平成28年度

知床・羅臼まちづくり基金

報告書



世界自然遺産の町・知床らうす

北海道羅臼町

社会投資家である寄付者や町内外のみなさまへ

みなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また日頃より、当町のまちづくりに格別のご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

ここに、知床・羅臼まちづくり基金（以下、基金）の平成28年度事業報告をさせていただきます。

この基金は、渡辺清氏（寄付市場協会【J a D o M a C】会長）のご提案を受けて平成17年6月（北海道で4番目、全国で7番目）に導入いたしました。基金の仕組みは、町が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的ニーズを寄付金という形で汲み取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」であると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えます。

平成17年7月に世界自然遺産に登録された「知床」に位置する羅臼町では、「知床の自然保護・保全事業」を柱とし、平成24年7月に知床らうす国民健康保健診療所を開所した「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業」、北方領土に隣接する町として、未だ進展のない北方領土問題の返還に向けた取り組みを行うための「北方領土返還運動事業」、また平成24年7月には老朽化した中学校の教育環境の整備を目的とした「中学校改築事業」を政策メニューに加えさせていただいたところです。

平成27年12月からは、「地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業」、「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業」、「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」、「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業」、「持続的な行財政運営ができるまちに関する事業」、「その他、目的達成のために町長が必要と認める事業」の6つの政策メニューに見直し、当町の特産品などをPRすることを目的とした返礼品制度を導入したところです。

地方自治を取り巻く環境は人口減少、超高齢化という課題に直面しており、これを受け、国では「まち、ひと、しごと創生本部」が設置され、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。当町においても「羅臼町総合戦略」（2015年～2019年）に引き続き「第7期羅臼町総合計画」（2016年～2023年）を策定しました。

このまま人口減少が進むと地域産業経済の衰退によって税収減や労働人口の減少、社会保障費の増大などによる行政サービスの低下が懸念されますが、羅臼町の発展と町民の幸福に向けたまちづくりを展開していくため、今後も寄付による支え合うまちづくりを目指して行く所存であります。

いただいた寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただき、「世界自然遺産・知床」を保護し、将来を担う次世代に引き継ぐほか、町民が安心して暮らせる地域社会、住民参加の自治体運営を目指して参りたいと考えております。

皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成29年 5月12日

羅臼町長 湊屋 稔

知床・羅臼まちづくり基金状況報告

1 寄付の概況

平成28年度は、総額276,282,786円、延べ18,613件の寄付がありました。

政策メニュー別では「地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業」が77,921,003円で5,229件、「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業」が45,051,101円で3,153件、「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」が50,569,823円で3,431件、「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業」が20,912,333円で1,215件、「持続的な行財政運営ができるまちに関する事業」が9,280,000円で598件、「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」が72,548,526円で4,987件となっております。

地域別では東京都の73,836,501円で5,004件が最多となっており、神奈川県29,756,001円で2,042件、大阪府19,086,100円で1,308件、愛知県15,057,000円で1,098件と都市部からの寄付が多くなっております。また、町内を除いた北海道内からの寄付は19,330,821円で1,096件となっております。

2 基金の運用

平成28年度は知床羅臼まちづくり基金を運用し政策メニュー「地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業」にあたる北方領土返還啓発事業を2つ行っています。1つは羅臼町公民館駐車場に建てられている北方領土返還啓発看板の修繕を行いました。2つ目は羅臼国後展望塔周辺の木製フェンスを修繕し、木製ベンチや啓発看板を設置して来場者の憩いの場として整備をしました。



公民館駐車場北方領土啓発看板修繕



羅臼国後展望塔周辺整備

【基金の運用状況】

年 度	自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	一人ひとりが輝ける地域医療保健、福祉、介護のまちに関する事業	地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業
平成 22 年度	—	—	682,500 円 (啓発看板修繕)
平成 23 年度	3,120,255 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	136,730,000 円 (診療所建設事業)	—
平成 24 年度	6,522,600 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	—	—
平成 25 年度	5,660,760 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	150,000 円 (診療所建設費および 医療器具購入)	—
平成 26 年度	12,998,762 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)		
平成 27 年度	11,697,623 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)		948,240 円 (啓発看板修繕)
平成 28 年度			1,018,800 円 (啓発看板修繕および 羅臼国後展望塔周辺整備)

3 基金積立状況

(基金積立総額)

(単位：件数=件・金額=円)

寄付対象事業		
	積立額	件数
地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業	43,171,279	5,573
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	28,104,035	3,663
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	33,228,164	3,789
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	36,244,921	1,352
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	4,944,566	630
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	40,267,164	5,357
運用益	358,005	
合計	186,318,134	20,364

(平成28年度 基金積立額)

(単位：件数=件・金額=円)

寄付対象事業		
	積立額	件数
地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業	33,814,490	5,229
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	20,716,473	3,153
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	23,193,367	3,431
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	8,745,020	1,215
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	4,717,258	598
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	33,004,756	4,987
運用益	612	
合計	124,191,976	18,613

※平成27年12月より始まったふるさと納税制度により受入した基金については、返礼品代金等の経費を受入金額から政策メニューごとに差引いた金額が積立額となります

(平成28年度 主な返礼品の寄付受入)

(単位：件数=件・金額=円)

返礼品名	寄付件数	寄付金額
ます醤油いくら	1,118	11,270,500
さけ醤油いくら	1,023	10,570,000
知床羅臼産 うに折(上)	890	9,300,004
さけ醤油いくら・たらこ・辛子明太子セット	725	7,462,500
醤油いくら 1kg	641	12,980,000
時鮭の親子漬け	629	6,340,000
特選羅臼昆布 1等級	551	5,895,500
知床羅臼産特大開きほっけ(3枚)	549	5,552,100
ぶり刺身(1kg)	503	5,060,001

上記を含め、計158品の返礼品を取扱しました。(平成29年3月31日現在)



ます醤油いくら



さけ醤油いくら



知床羅臼産 うに折(上)



さけ醤油いくら・たらこ・辛子明太子セット



醤油いくら 1kg



時鮭の親子漬け



特選羅臼昆布 1等級



知床羅臼産特大開きほっけ(3枚)



ぶり刺身(1kg)

(個人の寄付者の方々)

(単位 : 金額=円)

氏名	住所	寄付年月日	寄付金額
湊屋 清	羅臼町	平成 28 年 9 月 23 日	105,102
脇 紀美夫	羅臼町	平成 28 年 11 月 29 日	100,000
濱屋 義昭	羅臼町	平成 28 年 12 月 26 日	200,000

(団体の寄付者の方々)

(単位 : 金額=円)

氏名	住所	寄付年月日	寄付金額
高部電気(株)	中標津町	平成 28 年 4 月 6 日	1,000,000
大地みらい信金 羅臼支店カトレア会	羅臼町	平成 28 年 5 月 6 日	10,000
大地みらい信金 羅臼支店はくちょう会	羅臼町	平成 28 年 5 月 6 日	30,000
(有)中谷漁業部	羅臼町	平成 28 年 6 月 6 日	1,000,000
北海道コカ・コーラボトリング(株)	札幌市	平成 28 年 6 月 30 日	307,721
宗教法人 念法眞教	大阪府	平成 28 年 8 月 22 日	100,000
UA ゼンセン同盟	東京都	平成 28 年 9 月 30 日	300,000
松緑神道大和山 羅臼天水支部	羅臼町	平成 28 年 10 月 27 日	50,000
東京らうす会	神奈川県	平成 28 年 11 月 28 日	50,000
(株)クレア	中標津町	平成 28 年 11 月 28 日	100,000
グループ創る	羅臼町	平成 28 年 12 月 19 日	32,228

(注1) 寄付者について、氏名の公開を希望されていない方の掲載はしていません

(注2) 個人の寄付者は、町内の方のみを掲載しております

(注3) 住所は寄付当時の寄付者の住所となります

(注4) 表は寄付年月日順となります

4 寄付者からのメッセージ

●個人寄付者（東京都）

これからも固有の特産品育成に取り組んでください

●個人寄付者（千葉県）

来春の雪解け時期こそが、今夏の台風の後遺症が現れる恐れが危惧されます。ご安全をお祈りしております。

●個人寄付者（神奈川県）

2年前に空港から路線バスで羅臼へ家族と行きました。おいしい魚介を食べ、鯨やイルカにも会え、雄大な自然を満喫。少しでも応援できればと思い、寄付をさせてもらう事にしました。町の方の健康や福祉に使って下さい。また羅臼に行きますね。

●個人寄付者（千葉県）

去年家族で訪問しました。今年の夏は台風の被害に遭い、心を痛めています。また、知床に行きたいです。

●個人寄付者（群馬県）

豊かな海、野生の海の生き物の環境づくりに寄付します。微力ながら応援しています

●個人寄付者（群馬県）

納税証明書と一緒に書いていたお手紙の「羅臼で会いましょう」の言葉に惹かれ、今年の夏休みは羅臼町を訪れようと、早速、航空券を手配しました。お礼の品を通して羅臼をもっとよく知りたいと思うようになりました。

●個人寄付者（東京都）

美味しく安全な食品をこれからも生産して下さいますように、ささやかながら寄付させていただきます。

●個人寄付者（東京都）

30年前、知床岬まで歩いて行きました。番屋でマスを一匹頂いて、いくらを一晩しょうゆ漬けたよ思い出があります。いつまでも自然豊かな町でいてください。

●個人寄付者（東京都）

羅臼に観光に行かせていただき、その自然に圧倒されました。これからも魅力的な土地であってほしいので、わずかですが寄付させていただきます。

5 基金の歩み

平成17年	4月26日	まちづくり講演会で、渡辺清氏（旧 NPO 法人ホームタウン・ドナー・クラブ）が『寄付による投票条例で個性的なまちをつくろう』と題して講演。町民約84名が参加。
平成17年	5月13日	羅臼町自立プラン検討委員会に、通称「寄付による投票条例」の設置について意見聴取。多数の委員から、早期に条例設置の意見が上がる。
平成17年	6月22日	議会に条例案を提案し、全会一致で可決
平成17年	7月20日	全日空が社会貢献事業の一環として、ANAマイレージ会員に対して世界自然遺産・知床の保全事業のために寄付マイルの募集を始める。期間は8月31日までで、寄付額は28万円に達する
平成17年	10月13日	静岡県掛川市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成17年	12月26日	寄付金が1千万円を超える
平成18年	5月9日	静岡県三島市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成18年	5月18日	東京都国分寺市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成19年	7月18日	埼玉県戸田市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成20年	8月20日	寄付件数が200件に達する
平成20年	9月22日	寄付金が5千万円を超える
平成22年	10月7日	紋別郡興部町議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成22年	12月22日	寄付金が1億円を超える
平成23年	2月25日	寄付件数が300件に達する
平成23年	8月31日	ダイキン工業株式会社社長が知床を訪れた際に、知床の自然に感銘を受け、この自然を保護したいという思いから寄付を申し込む。寄付額は500万円。
平成23年	8月31日	寄付金が1億5千万円を超える
平成24年	7月2日	知床らうす国民健康保険診療所が開設
平成24年	7月20日	事業の種類に「中学校改築に関する事業」を追加
平成25年	4月22日	寄付件数が400件に達する
平成26年	6月30日	寄付金が2億円を超える
平成27年	12月1日	ふるさと納税返礼品制度開始
平成28年	10月7日	寄付金が3億円を超える
平成28年	10月16日	寄付件数が5,000件に達する
平成28年	12月6日	寄付件数が10,000件に達する
平成28年	12月14日	寄付金が4億円を超える
平成29年	2月8日	寄付金が5億円を超える
平成29年	3月28日	寄付件数が20,000件に達する

知床羅臼まちづくり基金の概要

1 知床・羅臼まちづくり基金の目的

住民の方々や全国の羅臼ファンが寄付という形で、積極的にまちづくりに参加できることは、町の本来の姿です。住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

2 寄付の使い道

知床・羅臼まちづくり基金へ寄せられた寄付金は、基金として積み立てます。基金は必要に応じて取り崩し、6つの取り組みに使われます。

3 寄付の申込み方

「寄付申込書」で寄付の使い道を指定し、お申込み下さい。

(寄付の使い道の指定のない場合は、町長が使い道を決定します。)

・羅臼町役場担当窓口での申込み

・電話、メール、FAX、郵送などでの申し込み

※役場よりパンフレット・専用の振込用紙等を送付致しますので、寄付金額、希望の返礼品、寄付金の使い道を記入しお申込みください。

・ふるさとチョイスやANAのふるさと納税などインターネットからお申込みの場合は、ガイドンに従って、寄付金額、希望の返礼品、寄付金の使い道を選択お申込みください。お支払いは、クレジット決済、ドコモケータイ支払、コンビニ決済、ゆうちょ銀行での郵便振替でのお支払いが可能です。

4 寄付金の額

1口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。

※10,000円未満の寄付の方及び羅臼町内在住の方に返戻品はありませんのでご了承ください。

5 問い合わせ先

知床・羅臼まちづくり基金に関するお問い合わせは、羅臼町役場まちづくり課までお願い致します。

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

TEL : 0153-87-2162 FAX : 0153-87-2916

E-mail : furusato.nozei@rausu-town.jp

○ 知床・羅臼まちづくり基金については羅臼町のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.rausu-town.jp>

○ ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」羅臼町ページ

<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01694>

○ ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」羅臼町ページ

<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01694>

<政策メニューリスト>

平成27年12月1日より、ふるさと納税返礼品制度の取り組みを開始し、全国各地の皆様から心温かい寄付をいただいております。

今後も、羅臼の自然や産業、伝統文化や町民の人の温かさを守り続けていくため、次の6項目を大切な寄付の使い道として運用していきます。

～ 羅臼町の6つの取り組み ～

1. 地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業

恵まれた自然環境を活かした漁業・観光業を守り、発展させていきます。

2. 一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業

医療・子育て支援・介護の充実を、住民や今後移住される方にも役立てます。

3. 自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業

世界自然遺産・知床をより良い形で後世に残すため、環境保全活動に取り組んでいます。

4. 豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業

町の次世代を担う子どもたちの教育や、先人たちが築いた文化を伝承する活動を行います。

5. 持続的な行財政運営ができるまちに関する事業

自然環境や漁業資源を守り続けるため、持続的で安定的な行財政運営を目指します。

6. その他目的達成のために町長が必要と認める事業

その他の地域課題の解決や目的達成のため、町長が必要と認める事業を推進します。



知床羅臼まちづくり寄付条例及び施行規則

1 知床・羅臼まちづくり寄付条例

平成 17 年 6 月 23 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、寄付を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 寄付者から收受した寄付金を適正に管理運営するため、知床・羅臼まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(寄付金の使途指定等)

第 4 条 寄付者は、自らの寄付金を町長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄付金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、町長が前項の寄付金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 6 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 7 条 基金は、第 1 条に掲げる目的のため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 8 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 6 日条例第 21 号)

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 知床・羅臼まちづくり寄付条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知床・羅臼まちづくり寄付条例（平成 17 年条例第 32 号。以下「条例」という。）に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ)

第 2 条 条例第 3 条に規定する寄付金（以下「寄付金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄付金は、寄付申込書（寄付採納願）（様式第 1 号）または募集により受け付けるものとする。

(事業の種類)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 7 条に規定する町長が定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 「地域資源を活かした活力ある産業のまち」に関する事業
- (2) 「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまち」に関する事業
- (3) 「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち」に関する事業
- (4) 「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち」に関する事業
- (5) 「持続的な行財政運営ができるまち」に関する事業
- (6) その他目的達成のため、町長が必要と認める事業

(寄付金台帳の作成)

第 4 条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第 2 号）を整備するものとする。

(寄付金の額)

第 5 条 寄付金は、1 口 5 千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(事業の報告)

第 6 条 町長は、毎年度半期と通期の運用状況について、町広報及びホームページにて報告しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。